

## 独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見（令和7年度）について

令和8年6月3日

公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者に独占禁止政策協力委員（定員150名）を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取している。

令和7年度に寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

### 1 独占禁止法等の法執行について

- ・ 公正取引委員会による軽油販売業者による価格カルテルの調査は、一般消費者の生活に密接に関連する事案であり、同委員会の積極的な法執行を高く評価する。軽油など消費者の生活に密着する事案を通じてこそ、一般消費者が競争上の問題を自分事として捉える契機となるだろう。  
【九州・報道機関】

### 2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 動画アニメーションの制作現場で、クリエイターやアニメーター等が契約条件又は労働条件の点で酷使されていないかが気になっている。最近ではアニメ配信の作品本数や媒体も増加していると聞き、海外から発注される作品もある一方、国内で海外のクリエイター等が作業するケースもあると思う。持続可能性のある方法でクールジャパンと呼ばれる文化を発展させていくためには、「人」を守ること、「産業」を守ることの両方の視点が必要であると思う。【関東・学識経験者】

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3574（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

- ・ 共同研究開発における契約を締結するにあたり、両者間でデータの提供範囲や価値評価を巡る条項の合意を形成することは極めて重要である。優越的地位の濫用とみなし得る事例も散見され、知的財産権や著作権の取り扱いを巡って一方の事業者が厳しい交渉を強いられる場面がある。このような状況を踏まえて、公正取引委員会においてはデータ取引の公正性確保に向けた取組を検討していただきたい。【関東・学識経験者】
- ・ 公正取引委員会が公表した「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」で食品流通の商慣行である「3分の1ルール」が場合によっては優越的地位の濫用に当たるおそれがあるととも違反行為に対しては厳正に対処するという方針を公表したことは、フードロスの削減にも繋がるため、大変意義があると考えている。公正取引委員会には、競争政策の観点から今後も取り組んでもらいたい。【中国・消費者】

### 3 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（以下「スマホソフトウェア競争促進法」という。）に関して、アプリ流通サービス市場における競争の重要性については十分理解している。しかし、アプリストアの新規参入を促すことで、これまでデジタル・プラットフォーム事業者によって有害と判断されていたアプリを子供が入手しやすくなってしまわないかという懸念の声がある。

他方で、北海道内を含め日本全国の小規模なソフトウェア販売業者がデジタル小作のような状況にあることは憂慮すべき状況であり、公正取引委員会には実態をよく見てもらい、今後も効果的な政策を是非打ち出してほしい。【北海道・報道機関】

- ・ モバイルOSやアプリストアの提供市場においてデジタル・プラットフォーム事業者の寡占状態にあることで消費者の選択の機会を奪っているという問題があると思われる。ただ、消費者目線で見ると、デジタル技術を使いこなしている層はごくわずかであることから、デジタル・プラットフォーム事業者が同市場を寡占することで消費者の選択の幅が狭まってしまっていると感じている消費者は少ないと思う。消費者の多くがデジタル・プラットフォーム事業者の行為をきちんと理解することは難しいと考えられることから、公正取引委員会がデジタル・プラットフォーム事業者による競争制限行為を公表することにより、当該行為が消費

者に対し不利益を与えているという実態を初めて知った者も多いと思う。消費者が理解することが難しい案件については、公表した際に消費者にも分かりやすい解説記事等を出し、広報活動を強めることにより消費者の理解が深まるようにしていただきたい。【東北・消費者】

- ・ 生成AIアプリケーションサービスの提供分野において、競争上の独占的な地位が継承されないかを注視してほしい。例えば、デジタル・プラットフォーム事業者が提供するソフトウェアユーザーにとっては、ソフトウェアにプリインストールされている生成AIを無意識に利用していることが考えられる。そのような結果、当該デジタル・プラットフォーム事業者は既存の独占的な地位を利用して、生成AIアプリケーションサービスの提供分野においても、デジタルエコシステム全てを独占する契機を与えてしまうおそれがあるのではないか。【関東・学識経験者】
- ・ ニュースコンテンツ配信分野において、ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者の取引について、公正取引委員会には引き続き許諾料等の取引条件の透明性を高めるための取組をしっかりと行っていただきたい。【四国・報道機関】

#### 4 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ 賃上げの原資を確保するには、取引における適正な価格転嫁が不可欠である。公正取引委員会には、様々な調査を行っていただくなど、取引適正化に向けた動きに大変感謝している。ただ、中小企業の価格転嫁はまだまだ途上であることから、引き続き御尽力いただきたい。【北海道・経済界】
- ・ 公正取引委員会による価格転嫁の取組について、商工会議所でも会員企業に対し周知を行っており、商工会議所に属する会員企業の上層部は認識しているはずである。しかし、社内に浸透させることができず、現場まで十分に届いていない。上層部は、現場で契約や調達を担当する者に対して本気で周知するべきである。【東北・経済界】
- ・ 建設業界では、繁忙期になると、個人に対する単発の業務委託を行うことも多いため、取引条件の明示を適切に行うなど、建設業者は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）に対する意識を高める必要がある。【中部・経済界】
- ・ 当社は、委託元との関係では「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」とい

う。)上の「中小受託事業者」に該当しないが、委託元と価格交渉を行おうとすると、それなら取引をしないなどと言われることもあり、価格転嫁が進んでいない。【中部・経済界】

- ・ 商業施設等において出店者がテナント運営会社と出店契約を締結する際には、一般的に、家賃や諸経費に関する負担について細かく話し合った上で契約書を締結する。しかしながら、契約の締結後に当初の契約時には想定していなかった費用が発生した場合、テナント運営会社から求められる追加費用の負担について出店者の負担割合の算出根拠が曖昧となり、出店者にとっては追加費用の負担によってどの程度の売上げや集客の増加効果があるのかなどといった出店者側の経営判断材料が不透明になることが多い。テナント運営会社が出店者に対してポイントサービスの費用を負担させることについて、公正取引委員会はどのような場合に独占禁止法上問題となるのかを明確にしてほしい。【近畿・経済界】
- ・ デザイン制作の受託現場では、受注者となる印刷業者は制作後のやり直しが一定程度あるという前提の下で発注者と単価交渉等をしてはいるものの、発注者の感覚的な不満を理由として予測を上回る回数やり直しを要求されることや契約書を交わさずに取引が行われる慣行も依然として残っている。【近畿・経済界】
- ・ 価格転嫁の必要性については、多くの事業者に浸透しており、取引先事業者との間で協議の場を設けることは当然の商慣行になりつつあると感じている。また、公正取引委員会が令和5年11月に公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」という。）において示された「公表資料を値上げ率等の根拠資料として使う」という方法は、価格交渉の際、自社の具体的な賃上げ率等の全ての情報を取引先に提供することは企業秘密保持の観点から難しいため、価格転嫁に臨む事業者にとって有り難い。

ただ、値上げを要求される側の事業者にとっては、外国企業とのグローバルな価格競争も意識する必要があるため、国内取引での価格転嫁に応じることが容易ではない状況もある。【近畿・経済界】
- ・ 取適法において、協議に応じない一方的な価格決定の禁止が法定化されたことについては非常にインパクトがあったと感じている。法定化されたことにより協議に応じてくれるようになったという声が現在でも多いが、一度テーブルにつくと協議を受ける側としてもゼロ回答はしばらくのことから、今後も一層改善に向かっていくと感じる。【中国・経済界】
- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコストのいずれも、価格交渉を行えばある程度は転嫁を認めてくれるが、委託加工費、つまり、当社が自己の

取引先業者などに外注をするような取引のコストアップについては、「そこは自助努力してほしい」と言われてしまう。これは、発注者にとって直接の取引先である当社の労務費等であれば、当社の従業員がどの程度の規模であって、どのような仕事をしているのかが見えるので価格交渉に応じやすいのだが、当社の外注先となると発注者には見えない部分であるので、実際にどれだけコストアップがあったのか分かりにくいということだと思う。このように多重下請取引においては価格転嫁が難しいという問題は、多重下請構造自体を無くしていくことが解決につながるのではないか。【中国・経済界】

- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法においては取引条件の明示が義務として法定されているが、建築業界では、作業日の現場の進捗状況を見てみなければ作業の内容等が分からないことが多いため、発注時に一人親方等の業務委託先に対し取引条件を全て明示することはそもそも難しい。発注者は業務委託先に発注書面を提示しないことが多いのではないか。【四国・経済界】
- ・ 運送会社と荷主との取引において課題がある。荷主が荷下ろし作業を強要することや、無対価で荷下ろしをさせることが業界の慣例として根付いている。発荷主の当該行為について法令違反であることの周知が必要ではないか。また、着荷主の当該行為について、何かしらの基準の作成が必要ではないか。【九州・経済界】
- ・ 地方経済は中小企業を中心であることを踏まえ、公正取引委員会等の行政機関には、地方の実情に即した施策の展開と丁寧なフォローを求める。また、東京都を含む大都市圏と地方では経済構造が大きく異なることを理解していただき、地域別の正しい価格転嫁率を算出していただきたい。都市部と地方における価格転嫁状況の違いを十分に踏まえた政策の実施を求める。一律の制度運用ではなく、地域の実態に即した支援・施策の展開が必要である。【九州・経済界】
- ・ 近年、スタートアップ企業のイベント活動が盛況である。スタートアップ企業が開発したノウハウを取引関係上優越的地位にある大企業等が盗用するおそれがあるため、スタートアップ企業の知的財産や成果を適切に保護するための制度整備が必要であると考え。【沖縄・経済界】

## 5 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 高齢者の介護分野におけるサービス事業者の合併が増えてきているが、ある事業者が大手事業者に吸収された後で、従前の充実したきめ細やかなサービスがなくなったがどうすればよいかという消費者相談を複数受

けている。例えば、夜間就寝までのトイレ介助等を毎日担当してくれていた事業者が大手事業者に吸収合併された途端、当該サービスが廃止されてしまったという。介護事業には他分野で大手である保険会社等が参入しており、事業者としてのコスト削減の観点から、サービスを取捨選択する必要があることは理解しているが、地域密着型の事業者が競争環境の中で淘汰される岐路にあると感じる。【関東・消費者】

- ・ 中部地域は「ものづくり」が盛んであり、金型はその生命線とってよいほど重要なものである。しかし、金型を巡っては、無償保管という部品製造業者にとって不利な商習慣があるため、その見直しに向けて取組を進めていく必要がある。【中部・報道機関】

## 6 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会がSNSのフォロワー数を増加させるには、引き続き事件について報道発表するのが最も効果的だと思う。【沖縄・報道機関】

## 第1 北海道ブロック

### 1 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 毎月北海道内の景況調査を行っているところ、昨今の物価上昇の影響から、売上が上がっても収益が上がらないと回答する事業者が非常に増えている。公正取引委員会には、価格交渉の手段としての組合による団体協約制度の利用についてなど、経営環境の改善に資する制度の周知を行っていただきたい。【経済界】

### 2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ スマホソフトウェア競争促進法に関して、アプリ流通サービス市場における競争の重要性については十分理解している。しかし、アプリストアの新規参入を促すことで、これまでデジタル・プラットフォーム事業者によって有害と判断されていたアプリを子供が入手しやすくなってしまっているのではないかと懸念の声がある。

他方で、北海道内を含め日本全国の小規模なソフトウェア販売業者がデジタル小作のような状況にあることは憂慮すべき状況であり、公正取引委員会には実態をよく見てもらい、今後も効果的な政策を是非打ち出してほしい。【報道機関】

### 3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ 賃上げの原資を確保するには、取引における適正な価格転嫁が不可欠である。公正取引委員会には、様々な調査を行っていただくなど、取引適正化に向けた動きに大変感謝している。ただ、中小企業の価格転嫁はまだまだ途上であることから、引き続き御尽力いただきたい。【経済界】
- ・ 価格転嫁は賃上げにも大きく影響する話であり、特に中小企業は価格転嫁ができなければ賃上げもできない。しかし、価格転嫁ができなくとも最低賃金は上がっていく。価格転嫁でも最低賃金でも、苦しむのは中小企業であり、この問題は今後大きくなっていくと思う。【報道機関】

### 4 広報・広聴活動について

- ・ ここ1年において、公正取引委員会の名称が当社の新聞紙面に掲載された件数をカウントしたところ100件超が確認できた。それ以前と比べると非常に増えている傾向にある。最近、当社の新聞紙面では紙面の文字が大きくなり、さらにページ数も減少傾向にあるなど、記事の母数が減っている中でも、公正取引委員会の名称の掲載数が増えているという

のは、近年、公正取引委員会の動きが活発化しているとともに、その重要性が認識され、読者及び取材する側の関心が高まっているといえる。

【報道機関】

## 第2 東北ブロック

### 1 独占禁止法等の法執行について

- ・ 事業者間の取引が適正に行われているか、発注者に優越性があるか等をどのような目線で判断すればよいのかが難しくなっている。そのような中で、公正取引委員会が積極的に措置等を行い、市場における正しいものの見方、基準を示していただくことは重要である。引き続き、新たな経済分野においてもチェック機能を働かせていただき、具体例を示しながら、国民に対して基準となる目線を提供していただきたい。【経済界】

### 2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ モバイルOSやアプリストアの提供市場においてデジタル・プラットフォーム事業者の寡占状態にあることで消費者の選択の機会を奪っているという問題があると思われる。ただ、消費者目線で見ると、デジタル技術を使いこなしている層はごくわずかであることから、デジタル・プラットフォーム事業者が同市場を寡占することで消費者の選択の幅が狭まってしまっていると感じている消費者は少ないと思う。消費者の多くがデジタル・プラットフォーム事業者の行為をきちんと理解することは難しいと考えられることから、公正取引委員会がデジタル・プラットフォーム事業者による競争制限行為を公表することにより、当該行為が消費者に対し不利益を与えているという実態を初めて知った者も多いと思う。消費者が理解することが難しい案件については、公表した際に消費者にも分かりやすい解説記事等を出し、広報活動を強めることにより消費者の理解が深まるようにしていただきたい。【消費者】

### 3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ 公正取引委員会による価格転嫁の取組について、商工会議所でも会員企業に対し周知を行っており、商工会議所に属する会員企業の上層部は認識しているはずである。しかし、社内に浸透させることができず、現場まで十分に届いていない。上層部は、現場で契約や調達を担当する者に対して本気で周知するべきである。【経済界】
- ・ フリーランスと発注事業者の仲介を行うウェブサイトでは、フリーランスのスキルや希望と、企業からの求人をマッチングさせ、双方の契約

の仲介を行っているが、契約の内容等については双方が直接話し合うことが前提である。しかし、フリーランスが提供する成果物の著作権人格権の不行使の有無・範囲について本来は双方が話し合っ著作者であるフリーランスの合意を得るべきであるのに、仲介業者が契約書にフリーランスが著作権人格権を行使しない旨の条項を入れることがあると聞いている。【学識経験者】

- ・ アパレル業界の商習慣として、上流の衣類製造業者と下流の縫製業者との間に繊維商社が入ることが多い。この商社が、人件費や手間賃などと理由を付けて上流の衣類製造業者から受領した代金から中抜きをしていることが多く、このような行為は下流の縫製業者にとっては買ったときの要因となりうる行為ではないかと感じる。中抜き行為を行う商社にもメスを入れてほしい。【経済界】

### 第3 関東甲信越ブロック

#### 1 独占禁止法等の法執行について

- ・ 最近の独占禁止法に基づく法的措置案件の中では、デジタル・プラットフォーム事業者に対する排除措置命令が最も印象に残っている。端末製造業者に対して自社の検索アプリ搭載を強要する行為は競争を阻害し独占禁止法に違反するということ的印象付ける点で、意義は大きいと考える。また、デジタル・プラットフォーム事業者に対する調査では確約計画の認定等で改善を促す手法が続いていたところ、そのような事業者に対して排除措置命令を採ったことは一歩踏み込んだ姿勢を示した点で意義があったと考える。【報道機関】

#### 2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 動画アニメーションの制作現場で、クリエイターやアニメーター等が契約条件又は労働条件の点で酷使されていないかが気になっている。最近ではアニメ配信の作品本数や媒体も増加していると聞き、海外から発注される作品もある一方、国内で海外のクリエイター等が作業するケースもあると思う。持続可能性のある方法でクールジャパンと呼ばれる文化を発展させていくためには、「人」を守ること、「産業」を守ることの両方の視点が必要であると思う。【学識経験者】
- ・ 共同研究開発における契約を締結するにあたり、両者間でデータの提供範囲や価値評価を巡る条項の合意を形成することは極めて重要である。優越的地位の濫用とみなし得る事例も散見され、知的財産権や著作権の取り扱いを巡って一方の事業者が厳しい交渉を強いられる場面がある。このような状況を踏まえて、公正取引委員会においてはデータ取引の公正性確保に向けた取組を検討していただきたい。【学識経験者】

#### 3 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 当社の記事を他の事業者が運営するニュースサイトに掲載する際の許諾料は安いと感じるものの、同業他社も同じ価格帯で許諾しているため納得せざるを得ない。価格についてニュースサイト運営事業者と交渉することもできると思うが、全世界から記事が集まっており、価格相場もその情報を基に決められているので、安くとも納得せざるを得ない。【報道機関】
- ・ スマホソフトウェア競争促進法については、同法の実効性をどのように確保するのか、公正取引委員会の運用に注目している。また、同法の指定事業者に対して事前の禁止行為を課すことにより、当該指定事業者

にとって、多額の投資を行ってアプリストアの安全性を確保するインセンティブがなくなるのではないかという懸念がある。また、新たな手数料体系がアプリ提供事業者に提示されるだけで、実態は変わらないのではないかという懸念もある。さらに、消費者にとっては、特定のアプリストアでアプリを入手できる状態が最も利便性が高いのではないか、他のアプリストア運営事業者の選択肢があることが利便性を損ねるのではないかという点もあることから、消費者に対し同法の利点について丁寧に説明することが課題ではないか。【学識経験者】

- ・ 生成AIアプリケーションサービスの提供分野において、競争上の独占的な地位が継承されないかを注視してほしい。例えば、デジタル・プラットフォーム事業者が提供するソフトウェアユーザーにとっては、ソフトウェアにプリインストールされている生成AIを無意識に利用していることが考えられる。そのような結果、当該デジタル・プラットフォーム事業者は既存の独占的な地位を利用して、生成AIアプリケーションサービスの提供分野においても、デジタルエコシステム全てを独占する契機を与えてしまうおそれがあるのではないか。【学識経験者】

#### 4 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ ある製造業者は、元請事業者から価格転嫁を求めるのであれば決算書を持ってこいと言われたため、それを受けて決算書を見せたところ、利益が出ているのであれば単価を上げる必要はないというように高圧的な言い方をされたことがあるようだ。  
また、特定の元請事業者との取引が売上げの9割を占めている一社依存型の製造業者が遠方に所在する元請事業者に対し値上げの交渉をしたい旨を伝えても会ってもらえず、さらには「大変だろうけれども、それが嫌なら」というように、他にも発注先はあるというような言い方をされたという話を聞いた。【経済界】
- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法で支払期日内における報酬の支払義務が法定されたことにより、フリーランスに対する支払時期に関する不安や懸念を払拭することができたことは大きな効果だったのではないか。例えば、ある発注者からの支払いが四半期ごとから翌月末払いに改善されたという話を聞くし、ある発注者との間で取り交わす業務委託契約書も同法に抵触しないよう記載が追加され改訂されたという説明を受けたと聞くなど、同法施行の効果が出ていると感じている。【消費者】

## 5 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 高齢者の介護分野におけるサービス事業者の合併が増えてきているが、ある事業者が大手事業者に吸収された後で、従前の充実したきめ細やかなサービスがなくなったがどうすればよいかという消費者相談を複数受けている。例えば、夜間就寝までのトイレ介助等を毎日担当してくれていた事業者が大手事業者に吸収合併された途端、当該サービスが廃止されてしまったという。介護事業には他分野で大手である保険会社等が参入しており、事業者としてのコスト削減の観点から、サービスを取捨選択する必要があることは理解しているが、地域密着型の事業者が競争環境の中で淘汰される岐路にあると感じる。【消費者】

## 第4 中部ブロック

### 1 独占禁止法等の法執行について

- ・ 公正取引委員会がデジタル・プラットフォーム事業者に対して法執行を行っていることは印象的だった。クラウドやeコマースに関するデジタル・プラットフォーム事業者との取引において、地方の中小企業が対峙することは困難である。デジタル・プラットフォーム事業者への優越的地位の濫用行為には適切に対処いただきたい。【経済界】

### 2 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 事業者間の連携に関し、例えば、ガス業界におけるメタネーション（二酸化炭素と水素を反応させて、天然ガスの主成分であるメタンを合成する技術）の共同開発のように、事業者同士で分担をしながら技術開発をする必要がある場合がある。事業者が場合によっては協力をしつつ、必要な競争環境を担保するという点で、公正取引委員会の役割は重要であり、今後も高まっていくと感じている。【学識経験者】

### 3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ 建設業界では、繁忙期になると、個人に対する単発の業務委託を行うことも多いため、取引条件の明示を適切に行うなど、建設業者はフリーランス・事業者間取引適正化等法に対する意識を高める必要がある。【経済界】
- ・ 当社は、委託元との関係では取適法上の「中小受託事業者」に該当しないが、委託元と価格交渉を行おうとすると、それなら取引をしないなどと言われることもあり、価格転嫁が進んでいない。【経済界】

### 4 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 北陸地域において、農産物を扱う卸売業者は、農家からの出荷を集約する規模の大きい農協と、価格交渉力のある小売量販店の狭間で交渉余地がほとんど残っておらず、厳しい取引環境に置かれている。【経済界】
- ・ 中部地域は「ものづくり」が盛んであり、金型はその生命線といってよいほど重要なものである。しかし、金型を巡っては、無償保管という部品製造業者にとって不利な商習慣があるため、その見直しに向けて取組を進めていく必要がある。【報道機関】

### 5 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会のXにおいて、スマホソフトウェア競争促進法全面施

行までのカウントダウンを載せていたが、このような投稿は同法への意識を高める意味で有効である。また、公正取引委員会の広報資料全般について、公式キャラクターの「どっきん」を用いるなどして、分かりやすく、親しみやすいように工夫されているが、違反行為や新法の周知を行う際には、それらによる消費者の生活への影響についても示していただけるとよいと思う。【消費者】

- ・ 地方の企業に公正取引委員会の活動を広報するには、地道な作業にはなるが、セミナーを開き、直接働きかけることが大切であると思う。地方の企業は、商工会議所等が相談場所になっているので、そのような組織との関係を強化し、密に連絡できる関係を構築するとよい。【報道機関】

## 第5 近畿ブロック

### 1 独占禁止法等の法執行について

- ・ 公正取引委員会が金型の無償保管について積極的に勧告を行うようになってから、当社は、発注者から「金型の保管料を支払います。保管料の計算式を作ります」という話をもらうようになった。【経済界】

### 2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 今後、パソコンOSやモバイルOSと同じように、生成AIアプリケーションサービスを提供する事業者も収斂されて寡占化が進むと考えられるが、複数の同業者が同じ生成AIを用いて経営戦略や判断を行った結果、カルテルと同じような競争制限的な効果が市場に現れるような事態になるという可能性も考えられる。生成AIに同業他社の価格等の動向に関する情報を入力すれば同業者間での競争手段を意図せず阻害するような経営判断を示すような回答が得られる危険性があるため、生成AIアプリケーションの利用方法と独占禁止法上の問題との関係を明らかにするような指針を示してもらえるとありがたい。【経済界】
- ・ スマホソフトウェア競争促進法は、スマートフォンという消費者に身近なものに関する法律であるため、消費者の関心が高いと思う。公正取引委員会は、この機会に、同法がどのような規制をしていて、どのように生活に影響するかなどといった広報活動を積極的に行うべきである。例えば、デジタル・プラットフォーム事業者が運営するアプリストアから特定のアプリを購入する場合と、当該アプリを提供する事業者が自ら開設するウェブサイトから直接購入する場合を比較すると、同じアプリであってもその販売価格が異なる場合があるといったことは、スマートフォンに幼少時から慣れ親しんでいる若い世代の人たちの消費意識に響きやすいと思う。【消費者】

### 3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ 商業施設等において出店者がテナント運営会社と出店契約を締結する際には、一般的に、家賃や諸経費に関する負担について細かく話し合った上で契約書を締結する。しかしながら、契約の締結後に当初の契約時には想定していなかった費用が発生した場合、テナント運営会社から求められる追加費用の負担について出店者の負担割合の算出根拠が曖昧となり、出店者にとっては追加費用の負担によってどの程度の売上げや集客の増加効果があるのかなどといった出店者側の経営判断材料が不透明

になることが多い。テナント運営会社が出店者に対してポイントサービスの費用を負担させることについて、公正取引委員会はどのような場合に独占禁止法上問題となるのかを明確にしてほしい。【経済界】

- ・ デザイン制作の受託現場では、受注者となる印刷業者は制作後のやり直しが一定程度あるという前提の下で発注者と単価交渉等をしてはいるものの、発注者の感覚的な不満を理由として予測を上回る回数でのやり直しを要求されることや契約書を交わさずに取引が行われる慣行も依然として残っている。【経済界】
- ・ 当社が製造する部品の原材料である銅や鉄などは供給のほとんどを輸入に頼っているため、円安の影響を受けて値上がりし、また、電気料金などのエネルギーコストも上昇している。このような状況を受けて、当社は、取引先に対して値上げの要請をしており、多くの取引先は当社の要請を受け入れてくれた。上手くいった要因として、当社は値上げの交渉に当たって「値上げ要請を受け入れてくれなければ、数か月程度の期間は取引を継続するが、今後は他社から購入してくれても構わない」という強気の姿勢で臨んでいることが考えられる。ただ、取引先の中には「値上げするならば外国企業から輸入する」などというところもあり、これまでであった注文の1割ぐらいを失うこととなってしまった。【経済界】
- ・ 価格転嫁の必要性については、多くの事業者に浸透しており、取引先事業者との間で協議の場を設けることは当然の商慣行になりつつあると感じている。また、公正取引委員会が令和5年11月に公表した労務費転嫁指針において示された「公表資料を値上げ率等の根拠資料として使う」という方法は、価格交渉の際、自社の具体的な賃上げ率等の全ての情報を取引先に提供することは企業秘密保持の観点から難しいため、価格転嫁に臨む事業者にとって有り難い。

ただ、値上げを要求される側の事業者にとっては、外国企業とのグローバルな価格競争も意識する必要があるため、国内取引での価格転嫁に応じることが容易ではない状況もある。【経済界】
- ・ 材料代の高騰についてはその分を単価に反映してくれることが多いが、労務費については「それはお宅の内部の問題でしょ」などと言われ、単価に反映されることはあまりない。このため、政府が最低賃金を上げると、その増加した人件費がそのまま中小企業の負担になっている。また、単価を上げてもらったものの、その後の受注量が減っていき、同様の製品を製造している他の事業者が発注先を変更されたという事例もある。公正取引委員会にはこのような業界の実情を知ってほしい。【経済界】

#### 4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は、様々な分野について提言を行い、また、スポーツや芸能など従来取り上げてこなかった業界の事業者に対して措置を行うなど、記者として、公正取引委員会の取組を説明する記事を書く機会が以前に比べて随分多くなった。ただ、記事を書くに当たり、その内容が難しく、読者に分かりやすく説明することに苦勞している。公正取引委員会は、自己の報道発表を作成する際にその内容がより分かりやすくなるよう工夫してほしい。

一方で、公正取引委員会が「YouTube」やSNSに掲載した法律の紹介に関する動画は、若い職員が出演して今までにないようなアイデアで法律の内容を紹介しており、かなり頑張っているように思う。このような動画は、普段公正取引委員会のホームページを見ないような人が、公正取引委員会のホームページを見るきっかけになると思う。【報道機関】

## 第6 中国ブロック

### 1 競争環境の整備に係る調査・提言について

- ・ 公正取引委員会が公表した「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」で食品流通の商慣行である「3分の1ルール」が場合によっては優越的地位の濫用に当たるおそれがあるととも違反行為に対しては厳正に対処するという方針を公表したことは、フードロスの削減にも繋がるため、大変意義があると考えている。公正取引委員会には、競争政策の観点から今後も取り組んでもらいたい。【消費者】

### 2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 公正取引委員会による「生成AIを巡る競争」に関する情報・意見の募集については、今後、更なる生成AIが開発されて競争環境が大きく変化していくことが予想されることから、是非時間を掛けて継続して調べてほしい。【経済界】
- ・ 当社ではあるクラウドサービスを試験的に導入しているが、最近、生成AIが追加搭載されたことによる値上げが行われた。当該サービスを提供するデジタル・プラットフォーム事業者は、値上げの理由として「生成AIを搭載したので更に便利になった。これだけ価値が上がった。」としていた。当社としては当該生成AI機能は不要だったのだが、当該生成AI非搭載のバージョンは存在せず、つまり、値上げ前の価格で旧クラウドサービスを利用するという選択肢はなかったため、値上げを受け入れるしかなかった。このような値上げの仕方はおかしいと感じる。当該クラウドサービスを利用している中小企業は、今後の値上げに耐えられるのかが心配である。【経済界】

### 3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ ある経済団体の会合において、公正取引委員会及び中小企業庁が主催した「企業取引研究会（令和6年度）」の報告書の概要について講師として説明をした。その際に、研修会参加企業が最も興味を示したのは、銀行振込手数料は、民法の原則どおり発注者が負担することが合理的な商慣習である旨が示された点である。実務においては、受注者が銀行振込手数料を負担することが一般的な商慣習となっていたことから参加企業には印象的だったようである。公正取引委員会には、当該商慣習の見直しについて、受注者にとって不利な取引条件が改善されるような具体的な提案や取組の発信、そして法執行を期待する。【学識経験者】

- このたびの下請代金支払遅延等防止法改正により、手形による支払は原則禁止とされたが状況によって難しい場合もあるのではないかと。元請事業者との間で取適法の適用対象外となる取引を受注した事業者がその取引について自己との間で取適法の適用対象となる事業者に再委託をした場合に、元請事業者から受注した事業者が再委託先の事業者への支払で手形の使用を禁止されると、元請事業者から手形で受け取った上で再委託先の事業者に現金で支払わなければならないと、資金繰りが悪化してしまう場合が考えられる。従来あった手形払いの問題を深掘りしていくことは良いが、もう少し広く取引形態を見てほしい。【経済界】
- 取適法において、協議に応じない一方的な価格決定の禁止が法定化されたことについては非常にインパクトがあったと感じている。法定化されたことにより協議に応じてくれるようになったという声が現在でも多いが、一度テーブルにつくと協議を受ける側としてもゼロ回答はしづらいことから、今後も一層改善に向かっていくと感じる。【経済界】
- 労務費、原材料費、エネルギーコストのいずれも、価格交渉を行えばある程度は転嫁を認めてくれるが、委託加工費、つまり、当社が自己の取引先業者などに外注をするような取引のコストアップについては、「そこは自助努力してほしい」と言われてしまう。これは、発注者にとって直接の取引先である当社の労務費等であれば、当社の従業員がどの程度の規模であって、どのような仕事をしているのかが見えるので価格交渉に応じやすいのだが、当社の外注先となると発注者には見えない部分であるので、実際にどれだけコストアップがあったのか分かりにくいということだと思う。このように多重下請取引においては価格転嫁が難しいという問題は、多重下請構造自体を無くしていくことが解決につながるのではないかと。【経済界】
- 価格転嫁については、一対一の取引ならまだ交渉の余地はあるのかもしれないが、中小企業は複数社で分業しているので、個別の交渉に対応してもらえず、結果として転嫁ができずじまいである。物価高を上回る賃上げで乗り切るということは理屈としては分かるが、地方の中小企業については急かされても賃上げの実現は無理であるため、もう少し待ってほしい。【経済界】

## 第7 四国ブロック

### 1 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ スマホソフトウェア競争促進法によって、アプリストア等の特定ソフトウェアに係る市場における競争が促進されることを期待しているが、その一方で、法令遵守しているように見せかけて、制約を骨抜きにする動きが各所に見られるように思う。このような動きがあることを予期した上で同法上の指定事業者等に対する継続的なモニタリングを行っていくことは、現在の公正取引委員会の規模では難しいのではないか。【学識経験者】
- ・ ニュースコンテンツ配信分野において、ニュースプラットフォーム事業者とニュースメディア事業者の取引について、公正取引委員会には引き続き許諾料等の取引条件の透明性を高めるための取組をしっかりと行っていただきたい。【報道機関】

### 2 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ フリーランス・事業者間取引適正化等法においては取引条件の明示が義務として法定されているが、建築業界では、作業日の現場の進捗状況を見てみなければ作業の内容等が分からないことが多いため、発注時に一人親方等の業務委託先に対し取引条件を全て明示することはそもそも難しい。発注者は業務委託先に発注書面を提示しないことが多いのではないか。【経済界】
- ・ 労務費は年々上がっているが、取引先を変更されることを恐れて、受注者側から価格交渉を申し出ることはできていない。【経済界】

### 3 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会はフリーランスを対象としたフリーランス・事業者間取引適正化等法の説明会を開催されているようだが、参加者が能動的に説明会に参加するフリーランスに限られてしまうので、フリーランスが多く訪れる確定申告の会場等で同法のリーフレット等を配布するなどして同法の周知を行ってはどうか。【報道機関】
- ・ 「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」によると、一部の地域で労務費転嫁指針の認知度が低い結果が見られた。我々報道機関としても、トピックに応じて公正取引委員会の活動を記事化できればと思うので、公正取引委員会としても中小企業向けの広報活動も力を入れて取り組んでいただきたい。【報道機関】

- ・ 学生向けの広報活動をするのであれば、難しい言葉を使った文章をつらつらと書いても読んでもらえないだろう。平易な言葉を使い、漫画形式にする、あるいは、動画形式にするなどの工夫をすると、学生に馴染みのあるものになるのではないか。【学識経験者】
- ・ 一般消費者の多くは、公正取引委員会のことを、遠い存在であり自分たちには関係ないと思っているのではないか。そのような方々に対して、公正取引委員会は身近な存在であるということを訴求していくことは非常に難しいと思う。【報道機関】

## 第8 九州ブロック

### 1 独占禁止法等の法執行について

- ・ 公正取引委員会による軽油販売業者による価格カルテルの調査は、一般消費者の生活に密接に関連する事案であり、同委員会の積極的な法執行を高く評価する。軽油など消費者の生活に密着する事案を通じてこそ、一般消費者が競争上の問題を自分事として捉える契機となるだろう。  
【報道機関】

### 2 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ デジタル・プラットフォーム事業者が、ニュース記事を掲載するメディア事業者に対して許諾なく、また、対価を支払うことなく、ユーザーによる検索結果に生成AIを用いた回答を生成して表示しているという問題について、公正取引委員会が問題意識を持って取り組んでくれており大変心強い。【報道機関】

### 3 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ 公正取引委員会と国土交通省が共同で実施する合同荷主パトロール等の実施についての公表文を見た。当社は、運送業を営んでいることから、大変興味をもって注視している。港湾での運送業務は昔からの慣習で荷待ちの時間が長く、2、3時間待つこともある。このような慣習が改善されることを期待している。【経済界】
- ・ 運送会社と荷主との取引において課題がある。荷主が荷下ろし作業を強要することや、無対価で荷下ろしをさせることが業界の慣例として根付いている。発荷主の当該行為について法令違反であることの周知が必要ではないか。また、着荷主の当該行為について、何かしらの基準の作成が必要ではないか。【経済界】
- ・ 地方経済は中小企業を中心であることを踏まえ、公正取引委員会等の行政機関には、地方の実情に即した施策の展開と丁寧なフォローを求める。また、東京都を含む大都市圏と地方では経済構造が大きく異なることを理解していただき、地域別の正しい価格転嫁率を算出していただきたい。都市部と地方における価格転嫁状況の違いを十分に踏まえた政策の実施を求める。一律の制度運用ではなく、地域の実態に即した支援・施策の展開が必要である。【経済界】
- ・ 代金の決済手段について地方でもキャッシュレス化が進んでいるが、決済業者の手数料が高すぎるにより、中小企業の利益が大きく削ら

れ、賃上げ原資を確保できない要素の一つになっている。【経済界】

- ・ 中小規模の製造業者は原材料費の高騰に直面しているが、発注者側と値ごろ感が合わないところに価格交渉が進まない要因があると思う。また、単価についてはある程度転嫁できたとしても、発注数量が減らされる、客数が減る、ネット調達を含む競合他社に振り替えられるといった実態がある。【経済界】

#### 4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会の役割や活動内容については一般消費者にとってはまだ縁遠い存在に感じているのではないか。市場競争という社会インフラが消費者の利益にいかに関結しているかということを周知するため、公正取引委員会には、今後、積極的かつ消費者に寄り添った形での広報活動を求めたい。【報道機関】

## 第9 沖縄ブロック

### 1 経済のデジタル化の進展と競争政策の役割について

- ・ 企業が日常業務の基盤として利用するクラウドサービスは、その特性上、利用料の値上げやサービス水準の変更が行われても他社への乗り換えが容易ではないという問題がある。こうした問題に対処すべく、クラウドサービス業界の商品価格や契約条件の設定に関して、行政による一定の規制を設けることも検討されるべきではないかと考える。【経済界】
- ・ スマホソフトウェア競争促進法の資料を見るとメリットが非常に分かりやすく書かれており、良いことづくめの印象を受けた。ITリテラシーが高い消費者は手数料を低く抑える方法などをきちんと判断できるので、選択肢が増えて良かったと思うだろう。

他方で、何を選択してよいか分からない消費者もかなり多いのではないかと思う。選択肢が増えて自由に選択できるということは、メリットだけでなくデメリットもあると思う。消費者も選択肢が増える分、自己責任の範囲も増えるという意識をもって利用することが大事だと思う。

【消費者】

### 2 中小企業の取引適正化／優越的地位の濫用規制／取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制について

- ・ 沖縄県は中小零細企業が多いが、中小企業が自ら価格転嫁を求めてくることはほとんどない。しかし、地元経済を共に支える中小企業の利益保護は重要であると認識しており、その実現のためには発注者側から積極的に価格転嫁に関する働きかけを行うことが不可欠であると考えている。このような考えの下、当社では業務を発注する際、価格転嫁の必要性の有無について丁寧なヒアリングを行い、適正な価格転嫁が行われるよう協議している。【経済界】
- ・ 近年、スタートアップ企業のイベント活動が盛況である。スタートアップ企業が開発したノウハウを取引関係上優越的地位にある大企業等が盗用するおそれがあるため、スタートアップ企業の知的財産や成果を適切に保護するための制度整備が必要であると考えている。【経済界】
- ・ フリーランスとの取引が多いアニメ業界も近年は労務費等の安さから中国等の外国企業に発注することが多くなっているのではないかと。日本のアニメ業界で働くフリーランスとの取引の適正化は、日本の競争力を維持するためにも必要なことだと思う。【報道機関】
- ・ サプライチェーンの上位層に位置する事業者は比較的価格転嫁がしやすいが、消費者に近い事業者は、価格への反応が直接的であるため、転

嫁が難しいという課題がある。また、最終的には消費者に価格転嫁を受け入れてもらう必要があるため、消費者向けの商品を扱う事業者にとっては、価格転嫁の実施が容易ではない。このような状況を踏まえ、政府には、経済界だけでなく、消費者を含めた社会全体に対して適正な価格転嫁の理解促進と取組の推進を期待したい。【経済界】

- ・ 最低賃金が上がることでコストが上昇する中で、事業者側はコストを上回る利益を確保しないとイケない。それには、単にコストが上がったから価格転嫁するだけではなく、付加価値を上げていく取組も必要になってくると思う。価格転嫁を通じて自分たちの業務を見直して、いろいろな分析をする中で業務改善を図り、儲かる経営につなげていけるような取組が必要になってくると思う。【経済界】

### 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について

- ・ 沖縄県では路線バスが主流な公共交通手段である。定刻より遅れた運行や乗車率の低い地域で複数路線の重複によって、人材不足問題やバス会社に対する悪印象、採算性の悪化に繋がっており、バス事業の効率化を図る必要があると感じている。【経済界】

### 4 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会ホームページに動画があったのでいろいろと見てみた。そのなかで、とても早口だったこともあり少し付いていけなかった。伝えたいことを短い動画に詰め込んだのだと思うが、それよりは、これだけは伝える、というように的を絞った方がよいと思った。【消費者】
- ・ 公正取引委員会がSNSのフォロワー数を増加させるには、引き続き事件について報道発表するのが最も効果的だと思う。【報道機関】